慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ヴヰクトリア並二新西蘭労働立法の近況（上）
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.10 (1916. 10) ,p.1333(1)- 1373(41)
JaLC DOI	10.14991/001.19161001-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19161001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を望む

十月の三越

□第州二回新柄陳列會
□一日より十日迄

□寄切見切反物賣出し
□一日より廿五日迄

□第三回美術展覽會
□一日より十五日迄

□新作畫幅『菊花』展覽會
□廿日より卅一日迄

□二科美術展覽會
□十三日より廿六日迄

東京 三越呉服店

三田學會雜誌第十卷第十號

論說

ヴヰクトリア並ニ新西蘭勞働立法の近況（上）

堀江歸一

日比谷祐藏君昨年より本年に亘り「オーストラヽシア」諸州を視察するの途次余の請を容れて、彼の地に於ける社會政策關係の資料を蒐集し、頃者之を惠贈せられたり。諸種の印刷物中「千八百九十一年より千九百十四年に至る生活費の報告」「濠洲聯邦殖民地政府內務省編纂勞働時報」「同上物價生活費、賃銀職工組合、失業、一般產業狀態に關する報告書」「新西蘭和解仲裁決定に關する報告書」「聯

邦殖民地社會統計」の如き、何れも有益なる冊子にして、濠洲並に新西蘭に於ける社會政策實施の狀況一目の下に明なるを得。本論に於ては、特にヴヰクトリア並に新西蘭を選び、勞働立法中、最低賃銀並に仲裁制度に就て論述す可し。

二、ヴヰクトリア州の最低賃銀制度

ヴヰクトリア州殖民地が始めて工場法を制定したるは、千八百七十三年にして、實に「オーストラヽシア」全體を通じて、此種立法の先驅を爲し、十八以上の勞働者の使役せらるゝ工場には總て或る制限加へられたりと雖も、一方に其施行を地方政府に託したるが故に、完全に運用せられず、寧ろ失敗の記錄を止めたり。其後千八百八十二年「エーヂ」新聞が工業勞働者の勞働狀態に關して、種々の內情を指摘して、世間の注意を喚起し、政府亦一の委員會を組織して、勞働立法に就て調査せしめたり。此委員會は千八百八十四年を以て、二箇の報告を發表し、第一回報告に於ては、和解局の組織に就て、第二回報告に於ては、工場勞働の狀況を完全にし、進んでスエッチングを防止する方法に就て意見を陳述したり。今報告書より二三の點を抜抄するに、委員會は「傭者被傭者間に於ける產業上の協同を實現し、且つ將來に於ける勞働爭議を回避する最有效の方法として和解局を組織し、其決定に法律の效力を與ふるの必要」を認め、和解並に仲裁の問題に就ては「和解と仲裁とは其終局の目的に於て同一なるも、他の點に於て絕對に異なれり。仲裁に於ては第三者の干涉を必要とし、而して此第三者は專門家に非ず、當面の問題に關する技術的性質を理解せず、隨て其決定の不公正なることある可しと雖も、和解に於ては、繫爭者を同一の地位に立たしめ、爭議の及ぶ所を關係者のみに限り、事件に通曉する者をして決定を與へしむるの利益あり」と云へるが如き、後年仲裁制度の規定を確立するの素地を成したるものと認む可く、スエッチングに就ては、裁縫業、製靴業の當業者が工場法の制限を脫する爲め、勞働者の居宅に於て一部の仕事を行はしめ、爲めに勞働者は低廉なる賃銀を以て不衛生なる場所に於て長時間の勞働に從ひ、一身の健康技能を傷くるのみならず、斯る賃銀の低廉なる勞働者の爲めに、熟練勞働者の地位を危うするに至るの弊害を指摘し、スエッチングを禁止し、併せて勞働者が工場の仕事を家庭に於て行ふことを禁止するの必要を切言したり。

以上の報告を承けて、成立したるは、即ち千八百八十五年の工場並に店舗法にし

て、徒弟を加へて、六名以上の從業者を使役する場所を工場とし、法律の支配下に居らしめたるが故に、爾來メルボーンに於ける諸工場の建築、設備、建坪等に改良を促したり。然も右の法律は仕事を各自の住家に於て爲すの方法に就て、何等制限の加へらるゝものなかりしを以て、スエッチングの弊害依然たるものあり、千八百九十年の改正も支那人勞働者の競爭を制限するを重なる目的とし、直接にスエッチングを抑壓するの效果に乏しく、一方に工場外に仕事を出すの風習を絶滅するが如きは政府に於て手段の極端なるものとして、容易に之に贊成を表せず。茲に於てか世論漸く喧しきを致し、前記「エーヂ」新聞の如き種々の方面より幾多の材料を擧げて、之を世上に暴露したるを以て、議會も默過する能はざるの事情と爲り千八百九十三年に至り「千八百九十年の工場並に店舗法の運用を研究し、併せてスエッチングの流行、工場仕事場に於ける不衛生の狀況に就て調査報告する」委員會を組織し、此委員會は千八百九十三年より千八百九十五年に至る間、發表したる報告書に於て詳細の事情を公にし、殊にスエッチングに就ては例へば襯衣製造者が一日十二時間乃至十三時間の勞働に依て、一週間十志内外の賃銀を收め、夫婦並に二名の兒童より成る一家族が「ニッカー」を製造して、一對十志の賃銀を受取り、全家族の收入一日七志六片に止まり、テニス用襯衣を製造する婦人が其全部を仕上げて、一ダースに付き二志六片の賃銀を受け、時に夜間まで勞働に當りて、一週間の仕上高四五ダースの間に居り、相當の熟練ある婦人裁縫師が股引の製造に當りて、一日十三時間乃至十四時間勞働し、時に日曜日にも仕事に從ひて、尙ほ一箇に付き六片半の割合に據り、一週間の賃銀十二志の上に出づる能はず。他の一婦人は不具の姉妹に助けられて、涎掛の製造を爲し、一箇に付き一片四分の一の割合を以て賃銀を計算し、一週間の賃銀八志一片半乃至十一志七片を上下し、然も七志の所得に對し、六片の縫絲料を自ら負擔しつゝある等の事實を各方面より召集したる參考員の證言に依て確めたり。

事情斯の如くなれば、當時メルボーン市に於てスエッチングの行はれたるや明白にして其慘憺たる狀態は一時の東部倫敦に讓るものあるを認めず。殊に千八百九十一年と同九十三年とを比較し、工場數二千五百四十八、關係勞働者四萬七千八百十三人より工場數二千二百四十三、關係勞働者三萬四千二百六十八人に減少し

たるに拘はらず、スエッチングの事業が毫も景氣の良否に依て影響を蒙らざりしが如きは、世人の驚嘆したる所にして、之に對して取締を加ふるを必要とする議論の强烈と爲れる亦異とするに足らず。斯くて千八百九十六年工場並に店舗法に於ける再度の改正と爲り、同法に於て衣服、同上附屬品（靴を含む）家具、麵麭等の諸製造業に對しては、州總督は二名以上五名以下の傭者並に同數の被傭者に一名の委員長を加へたる委員會（一般に此委員會を Wages Boards と稱すれども、法律上の名稱は Special Boards なり）を組織し、最低賃銀を決定して、之を法律上の最低賃銀たらしむることゝし、同時に如何なる者も少なくとも一週間二志六片以上の賃銀を得るに非ざれば、工場又は仕事場に於て勞働に就くことを許されざる一般的規定を設け以て見習徒弟等の名義を藉りて、無給にて年少者を使役するの風習を禁遏せんとしたり。蓋し裁縫業等に於て多數の少女が無給にて勞働するの事實當時に於て歴然たるものありしを以て、之に備へずして、獨り最低賃銀の規定を設けんか益々無給勞働の跋扈を促す恐ありしが故に、此擧に出でたるものと知る可し。斯の如く法律を以て組織せらるゝ一の公設機關が賃銀の決定に干渉し、少なくとも賃銀の最低限度を公定する制度のヴヰクトリアに行はるゝに就ては、當時の經濟事情の之を然らしむるものなれることを知らざる可からず。蓋しヴヰクトリア州の發達に寄與することの最も大なりしは千八百五十年代に於ける金鑛の發見にして、當時他州又は外國より移住民の渡來するもの少なからず。金產額減少の後に於ては、移住民は農牧の業に從う一方に、製造業を起し千百六十年と千八百八十年とを比較するに、耕地は四十萬七千エーカーより、百八十萬エーカーに、羊毛の輸出高は二百萬磅より六百五十萬磅に、製造工場の數は四百七十二より二千三百二十四に、人口は五十三萬七千八百四十七人より八十六萬六十七人に增加したり。而して千八百八十六年より千八百九十年に至る數年間、ヴヰクトリア州の繁榮は殊に著しきを致したるが、千八百九十一年來不景氣の狀態に陷り、千八百九十三年に恐慌を惹起し加ふるに千八百九十五年の旱魃を以てして、經濟上の打擊甚だしきに至れり。固より此時に於ても最低賃銀の公定を以て、過激の手段なりとして、之を喜ばず、他の穩和なる方法を以て之に代らしめんとしたる論者あり。即ち論者は勞働者が各自の居宅に於て內職に當るを以て、一箇の免許營業とし、監督官をして居宅を監視せし

むると共に、出來合衣服には其裁縫に當れる勞働者の姓名住所を掲げ、以て購買者をして其スエッチングの產物たることを容易に知らしむるの案を提出したれども、(英國に於て最低賃銀裁定局法の下に同局の組織せらるゝまで、スエッチングに對して實行したる取締法と同一なり)斯る方法は未だスエッチングを抑壓するに足らざるの反對あり、又議會に於て製造業者の利害を代表する者の攻擊を受けて廢案に歸したり。而して斯る提案が排斥せられて、賃銀公定の制度の承認せられたるに就ては、一僧侶の功勞與つて大なるものありしことを認めざる可からず。即ちウエスレイヤン教會の長老エー、アールエッドガー氏はメルボーン市に於てスエッチングに苦しめる勞働者の勞働並に生活狀態に就て年來踏査する所あり、委員會に參考人として喚問せらるゝや、自己の有する材料を提供して、賃銀公定機關設立の必要を主張すると共に、自家の教會を擧げて、スエッチング反對運動の本據に充て、千八百九十五年七月二十三日ピーコック、オード氏等と共に、メルボーン市にヴヰクトリア非スエッチング協會なるものを組織し、スエッチング防遏に關する草案を編成し、遂に世論を動かして、前記の如き立法を見るに至れるものにして、若しも備者が最低賃銀以下の賃銀を法律に規定せられたる政府の特許に據らずして、支拂ひたる場合には罰金刑を課し、犯罪の回數と共に罰金を加重し、第三回の違反に對しては、工場監督官をして工場の登記を抹消せしめ、以て法律を厲行するの手段に出づ。

即ち賃銀局は斯る事情に促されて、其端緒を發したるものにして、家具製造業以外の五種の事業に對しては、千八百九十六年十一月を以て、賃銀局組織せられたり。唯獨り家具製造業のみ此班に入らざりしは、同事業に支那人勞働者の從事する者甚だ多く、勞働者をして代表者を選出せしめんか、支那人が委員に列す可きの事情ありたるが故にして、次期の議會に於て、此事業の賃銀局に限り、政府自ら委員を任命することゝし、以て之を施行するに至れるなり。始め法律は有效期限を千九百年一月までとし、更に千九百年の法律を以て、二箇年間期限を延長すると共に、法律の適用を屠獸業に及ぼし、且つ議會の議決に據り、如何なる仕事にも賃銀局を組織するを得るの道を開き、尙ほ既往の經驗に顧み、工場監督主任官をして老齡又は虛弱なる勞働者に向つて、賃銀局の決定したる賃銀率よりも以下の賃銀を以て勞働に

就くを得るの特許を與へしむることゝしたり。斯くて麵麭製造業に於ては千八百九十七年四月以後一時間に付き一志を以て、最低賃銀とし、男子用衣服製造業に於ては、時間賃銀と出來高賃銀との兩者を決定するの必要あるを以て、自ら長時日を要し、結局千八百九十七年九月に至り、成年男子勞働者一日七志六片、同上婦人勞働者一日三志四片、出來高賃銀に就ては時間賃銀と均衡を保つの程度に於て決定せられたり。而して製靴業に於ては、十一月男子一日の賃銀を七志六片に、女子一日の賃銀を三志四片に決定し、一旦之を公にしたるに、製靴業者は斯る高率なる賃銀の公定は忽にして事業を攪亂し、輸出を妨害し、勞働者の解雇を招くに至ることを理由として、之に反對を表し、當時偶々議會開會中なりしを以て、工場法を修正し、總督は六箇月を超へざる期間を限り賃銀局の決定を中止するを得るの條項を設け政府は直に此條項に據つて、賃銀局の決定を中止して、之を再議せしめ、賃銀局亦男子の最低賃銀を修正して、六志八片乃至六志としたり。

襯衣其他附屬品製造業の最低賃銀は出來高賃銀決定の困難なる爲め、漸く千八百九十九年六月に至つて公表せられ、家具製造業に於ても亦千八百九十七年三月最低賃銀を一日七志六片とすること、爲れり。始め工場并に店舗法は千九百年一月一日までを有效期限とし、當時議會閉會中の場合には次の議會に於て新法律の制定せらるゝまで有效とするの規定なりしが、千八百九十九年ピーコック氏新に改正法律案を議會に提出し、(一)屠獸并に肉類販賣業を賃銀局組織を要する事業に加へ、(二)兩院の議決を經るときは、普通工場に於て行はるゝ如何なる仕事にも賃銀局を組織し、(三)賃銀局に勞働時間の最高限度を劃定するの權能を與へ、(四)超過時間の勞働に對する賃銀決定の權能をも賃銀局に與へ、(五)賃銀局が時間賃銀並に出來高賃銀を決定する場合には、出來高賃銀は平均能力の勞働者が時間賃銀に依つて得る所を標準とす可く、(六)賃銀局の組織は總督の命令に依り、如何なる地方にも之を及ぼすを得、(七)工場監督主任官は老齡虛弱の者に對し、十二箇月を期限として、最低賃銀率以下の賃銀にて勞働するの特許を與ふるの諸點を規定し、同年五月以來之を實行したり。即ち工場並に店舗法は千九百二年まで相次いで實施せられ、同年突然議會解散の爲め、同法施行期限延期に關する法律案成立の道を失ひ、一時ヴヰクトリヤ州には工場法の存在せざる奇觀を呈し、而して此間賃銀局の行政が工業の

發達を妨げ、又一部勞働者の解傭を促すの弊害を指摘して、其廢止を主張するの著しきを見たり。然も千九百三年工場法調査委員は一片の報告書を發表し、其内に「賃銀局の所爲には時に大なる誤謬あるを免かれざりしと雖も、尙ほ其決定は全體に於て有用なる職務を爲したり。若しも賃銀局の行政に缺くる所ありとすれば、即ち（一）委員長は可否同數の際、之を決定する權利を有するに拘はらず、事業に關する技術的知識を備へず、（二）委員會は參考員を煥問し、宣誓の下に質問を發するの權限を有せず、（三）委員會に於て一票の差を以て可決せられたる決議に對しても、之を他の機關に於て再審するの道を缺き、（四）仕事の遲緩にして、熟練に乏しき勞働者に特許を與ふるの規定の存せざる諸點に在り」とし、賃銀局廢止論に對しては「現時の狀態に於て、工場勞働に於ける契約を自由にするが如き。舊時代に逆轉するを許さず。多數の勞働者幷に彼等に從屬する家族の幸福は一に此種類の勞働を保護する爲めに設けられたる法律の適用に繫るものなり。人情正義の爲めに進み來れる事業を破壞せず、寧ろ既往の實驗の敎ゆる所に據つて、諸種の缺點を矯正し、以て工場立法の原則を維持擴張するは、吾人の任務なり」と云ひ、委員の或る者は進んで新西蘭に行はるゝ和解仲裁法を以て、オーストラリアに於ける勞働立法の最も公平完全有用なものなりとしヴヰクトリア亦其例に從ふるの可なるを勸奬したり。

斯くて千九百三年九月議會、再會するや、政府は工場法を無期實施する法律案を提出し、曩に賃銀局法に反對したるマーレー氏の如き今や勞働事務卿の地位に就き、此制度を以て、他の總ての制度に勝るものありとして、之を辯護し、上院の異說に依つて、依然期限付法律と爲れるの外、他の諸點に就ては上下兩院の贊成を得て、千九百三年十二月以來施行せられたり。製造業者の利害を代表する上院が賃銀局の行政を喜ばざるは已むを得ざる所なれども、ヴヰクトリア州が徐に幾多の困難を排して、勞働立法の完成を期しつゝあるは、掩う可からざるの事實なりとす。試に新舊制度を比較して新制度の特色とする所を列擧するに、（一）最低賃銀決定の標準を普通の能力ある被傭者に對して、名望ある傭者の支拂ふ平均額とし、（二）最低賃銀以下の賃銀を以て勞働するを得る者を單に老年虛弱の者のみに止めず、仕事の遲鈍なる者に及ぼし、（三）賃銀局の委員中少なくとも五分の一は政府に於て任命し、任命後二十一日以内を限り、異議を申出さしむることゝし、（四）產業控訴院を設け、傭者被

傭者又は政府が賃銀局の決定に服せざるときは、同院に控訴し、又賃銀局自ら決定を爲さゞるときは、同院に於て賃銀局に代つて決定を爲すの諸點は注目を値す可く、千九百五年を有效期限とし、同年十月永久法律として、工場幷に店舗法の法令に認めらるゝを得たり。而して同年以後千九百七年に至る間に於て、名望ある傭者云々の條項削除せられ、工場以外の仕事に關しても、賃銀局を組織するの權能政府に與へられ、能力の乏しき勞働者に對する賃銀決定の權能賃銀局に賦與せられ、賃銀局の組織せられたる事業に同盟罷業の起れる場合には、總督は命令を以て十二箇月以内賃銀局の決定を中止するを得るの改正行はれ、千九百十年には(一)如何なる職業に於ても、賃銀局を組織するの權能認められ、(二)必要ある場合には、現行の決定を全州に及ぼし、又全州を支配する賃銀局を組織するを得、(三)都會に賃銀局の存在すると否とに拘はらず、地方に於ても之を組織するを得(四)最低賃銀收得者三に對する一の割合を以て、徒弟の數を制限すること、爲れり。右諸項中第一項に於て如何なる職業にも賃銀局の組織の認められたるはヴヰクトリア州の賃銀局行政を通して獨りスエッチングに苦む勞働者の最低賃銀を決定するの機關たるに止まらしめず、其以外の事業に於ける標準賃銀を上進するの機關たらしむるの意に出づるものにして、始め千九百年の法律に於て、之に關する規定の端を發するや、スエッチングの行はるゝ形跡なき事業に賃銀局の干涉を及ぼすを不可なりとする反對論の熱烈なるものあれりと雖も、政府は傭者幷に勞働者の間に賃銀局組織の希望の存する事實を根據として、右の改正を斷行し、千九百年中に、從來の賃銀局の外に二十一の事業に賃銀局を組織し、其内には車輛製造、印刷、彫刻、寶石諸業の如き全然スエッチングに關係なきものを包含し、續ひて此方針を持して渝らず。今日賃銀局の組織せらるゝ事業がヴヰクトリア全州を通じて、百數十の多きを數へ、各種事業の狀態異なる爲めに、其事業に於ける最低賃銀が一週十五志より六十志の間を上下するが如き、賃銀局の組織せらるゝ事業の種類の多きに隨つて、其行ふ所の當初の目的と異なるに至れることを知るに難からざるなり。

賃銀局委員の半數は傭者を、他の半數は被傭者を代表すること、曩に述べたるが如く、其數は四名以上十名以下にして、任命前三箇年間中に於て、少なくとも六箇月間當該事業の傭者たり、又被傭者たりし者ならざる可からず。委員の任期は三年な

れども、重任するを得べく、任命は勞働事務大臣之を爲せども、任命前其氏名を官報に公にし、傭者或は被傭者を代表する者五分の一以上の反對あれば、任命を行はず、委員長は委員間の互選に依り、任命後十四日以内に選擧を行はざるときは、總督之を任命す可し、委員長は委員の一名と看做さる。委員會は最低賃銀、出來高賃銀、勞働時間、少年勞働者の數を決定し、千九百三年後に於ては、無能力者に對する特別賃銀をも決定するの權能を有す。委員會の決定は總て多數決に據り、産業控訴院に於て此決定を廢棄せざる限り、議決三十日以後に效力を生ず。總ての工場は登記を經、四名以上の勞働者の勞働する場所は麵麭製造、家具製造業を除き、之を工場とし、工場外勞働者の姓名は工場主之を記錄し、衣服裁縫業に於ては、之を工場監督主任官に送達せざる可からず。委員會々合の時期、場所、委員に對する報酬等の規定は簡單を主とし、第一委員會は委員の同意又は政府の命令に據らざる限り、普通の勞働時間中に會合せず、第二報酬は紛議を繼續して其金額を大ならしむるの誘因たる程度に之を高からしめず、一回の會合に對する報酬を十志とし委員長には倍額を給與し、會合の場所はメルボーンとし、同市より四十哩以外の地方に居住する委員には鐵道賃金の外に十志の手當を給與し、第三事務所の經費は政府之を負擔す。

賃銀局組織の一目的は勞働者の地位薄弱にして、自ら其利益を保護する能はざる事業に行はるゝスエッチングを防遏することに存し、必ずしも後に說明する新西蘭の仲載制度の如きものゝ起り、同盟罷業を抑壓することを期したるに非ず。然るに時日の經過と共に、當初の目的と稍や異なれる結果を生じ、賃銀局の數の增加すると共に、其決定する賃銀は商工業の繁榮に伴うて次第に上進し、鑄鐵、農具製造業の如き鞏固なる組織を有する事業に賃銀局組織せられ、其最低賃銀亦五十志乃至六十志の高きに及べり。

故に今日に於ては賃銀局の爲す所は第一賃銀の格外に低廉なる事業に對しては、之を適度に引上げ、第二賃銀の良好なる事業に於ても、尙ほ一層之を引上ぐるの二點に存することを認む可し。然も賃銀局は何を以て賃銀率の適當なる標準としたるか。千九百三年以前に於ては賃銀局は賃銀率を千八百九十年乃至同九十三年に至る恐慌前に行はれたる程度に維持せんとし、千九百三年の改正法に於て、所謂名望ある傭者の支拂ふ賃銀云々の條項の設けられたる爲め、一時之に據れりと雖

も、其意義不明にして却て種々の疑惑を惹起す爲めに、千九百七年の法律は此條項を除却し、爾來賃銀局は其内規に於て、賃銀を決定する場合に、左の諸點を參酌することゝしたり。

一、仕事の性質、種類并に階級
二、仕事の行はるゝ方式
三、勞働者の年齡并に性
四、仕事の行はるゝ場所并に地方
五、仕事の行はるゝ時間、其晝間たると夜間たるとの區別
六、六日以上仕事の連續して行はるゝと然らざるとの區別
七、仕事が一時的なると否との區別
八、仕事の遂行に就て承認せられたる習慣
九、其他諸般の臨時的事項

斯の如く最低賃銀決定の標準は、依然として漠たるを免かれずと雖も、賃銀局の行政上に規矩とする所は自ら明なり。而して賃銀局はスエッチングを防止し、又賃銀の上進を促すに就て、幾何の貢献したるものゝありや、次に起る可き問題なり。元來オーストラリアは農業國の狀態に居り、農産物收穫の增減は直に工業の盛衰に關係に及ぼすを以て、賃銀局が如何に賃銀の上進を期圖するも、農業の景況不良ならんか、到底其目的を達す可からず。前述の如く、千八百九十三年の恐慌以來ヴヰクトリアの經濟社會は一時沈衰したれども、千八百九十七年賃銀局が第一回の最低賃銀決定を公にする際には、聊か恢復の徵候を示したり。然も尙ほ恐慌の餘波を受けて、經濟社會の傷痍依然たるものあり。隨て賃銀局が最低賃銀を決定するも、備者は其適用を免かれんとし、之を支拂ふも、一方に仕事の進行を酷烈にせんとし、一方に勞働者亦最低賃銀を要求して、全然仕事を喪失するに至らんことを恐れ、最低賃銀以下の率を以て、勞働するに甘んじたり。此事たる、麵麭製造業、家具製作業に行はれ、殊に後者に於ては、其支那人勞働者を使役するが爲めに、盛なりしは明白の事實にして、工場監督官千九百九年度報告に據れば、第一號工場に於て、決定の賃銀額六十一磅十二志に對して、實際の賃銀支拂額三十一磅十六志、第二號工場に於て前者四十四磅十六志に對して、後者十二磅十三志、第三號工場に於て前者二百四十磅十

六志に對して、後者百二十二磅四志なる。の事實あり、一方に製靴、衣服製造業に於ては、勞働者をして過度の勞働に當らしむること一般に行はれたり。即ちヴヰクトリア州が始め六種の事業を選んで、賃銀局を組織せしめたるは、要するに是等の事業に於て、傭者が勞働者の供給過剩なるに乘じて、之を壓迫したることを以て、重なる原因とす可しと雖も、同時に此理由は賃銀局の行政を困難ならしむるの所以たらざれば已まず。例へば製靴業の如き、生産過剩、勞働者饒多に加ふるに、米國に於ける新機械發明の爲めに、生産費に低減を來し、内外の販路を維持するに困難なる時に當つて、四十二志の最低賃銀を以てせんか、爲めに生産費に一割の增加を招く可く家具製造業に於ては支那人の競爭劇烈にして賃銀の低落を促すものあり、麵麭製造業に於ては、小規模の店舗甚だ多く、是等は大店舗と競爭するの必要上、長時間の勞働と低廉の賃銀とを以て、勞働者を律せんとし、主として婦人の從事する裁縫襯衣、下衣製造業に於ては、千八百九十年來從業者過多にして、賃銀を壓迫し、一週間の勞働時間七十時間乃至八十時間に對して、賃銀十二志乃至十四志の低きに居れり。此際に於て賃銀局が最低賃銀を公定して、遙に實際の賃銀率以上に置かんとす。其維持に困難を訴ふるは、當然の事實にして、不景氣の甚だしく、又勞働供給の大なるに隨つて、益々其困難の著しきを免かれず。最低賃銀は不景氣又は勞働過剩の際に薄弱なる地位に居る勞働を保護するの用に供せらる可きものなるに拘はらず、ヴヰクトリアに於ては、却て反對の事實を生じたるの觀あり。即ち好景氣の際には、傭者は勞働者に對して、假令ひ其勞働力に値せざるも、尙ほ最低賃銀を與へ、爲めに生ずる負擔は自己の利益又は高給勞働者の賃銀を以て之に充つ可しと雖も、不景氣の際には傭者亦斯る餘裕を有せず最低賃銀を得るに値せざる者が或は其以下の賃銀を以て、勞働を繼續し、或は全然業務を失ふに至るは、免かれ難き所とす。

最低賃銀の維持に就ては、始め斯る困難の伴うものありと雖も、既に當初の決定以來十數年を經過したる今日、賃銀局の組織せられたる事業の賃銀に如何なる影響を及ぼしたるや。固より其影響は事業の種類に依り、又場所時期に依て異なるものありと雖も、大體に於て賃銀の標準を上進せしめ、又各種賃銀の平準を維持するに至らしめたると明なり。元來一の事業に於ける賃銀局組織の理由は其事業に於ける賃銀の低廉なるに在るを以て、當初の決定が賃銀標準の上進と爲り、其以後平

準を維持するに至れる趣あり、即ち最低賃銀引上げられて、一方に成年勞働者の賃銀の引上げらるゝもの少なく、斯くて兩者の相違を減縮するに至るは著明の事實にして、例へば製靴業に於て、千九百三年決定の最低賃銀は四十二志にして、成年勞働者平均賃銀は四十四志五片なりしが、同年末前者は四十五志と爲り、一方に後者は千九百四年に一志五片、千九百六年に二片引上げられ、千九百七年に至つて漸く最低賃銀に對して三志の高きを示したり。然も同年最低賃銀は再び四十八志に引上げられ、翌年普通の賃銀は一志七片の引上を受け、千九百九年に至つて三志の差を生じ、同年最低賃銀に更に六志の上進を來し、普通賃銀は千九百十年并に同十一年の兩回に三志の上進を得たるのみ。蓋し勞働者の賃銀に人爲的上進を來したる場合に傭者が之に當らんとするには普通勞働者の賃銀を減縮するか、婦人小兒を使役して賃銀支拂高を節約するか、資本家の利益を割讓するか、生産物の代價を引上ぐるか、其一を以てせざる可からず。然も婦人小兒の使役に對しては制限を存し、資本家は不景氣に際して、利益を削減する能はず、代價の引上亦聯邦州間に於ける物資の移動の自由と爲れる場合に、妄に之を行ふ可からずとすれば一部勞働者の賃銀を人爲的に引上げたる結果として、他の勞働者の賃銀に同樣の上進を期する能はず、兩者の接近を見るに至れるも亦已むを得ざるものとす可し。然れども斯の如きは一時の現象にして、最低賃銀確定の結果從來スエッチングに苦しめる勞働者の生活に餘裕を生じ、其勞働效程上進するときは最低賃銀其ものゝ上進すると共に、一般平均賃銀も亦之と或る間隔を保ちて上進するに至ることを疑ふ可からず。左に此關係を表示す。

	最低賃銀決定時日	最低賃銀	一九一三年平均賃銀	勞働時間
ビルポスター	一九一三年十月	五一志	五二志九片	四八
製靴工	同一月	五四	五七	四八
麵麭運搬夫	一九一二年八月	四八	四九二	六〇
書記	一九一三年三月	四八	六二六	四八
桶匠	同四月	六六	六七八	四八
家具製造者				
男工	一九一二年十一月	五七	六二一	四八
女工	同	二七六	三〇六	四八
ジヤム製造工	一九一三年二月	四八	五〇九	四八

牧夫	一九一二年八月	四二	四五一〇	六五
製粉所女工	一九一三年十一月	二五	三二一	四八
室内掃除人				
男	一九一三年十一月	四二	四八五	五〇
女	同	二二六	二四五	三〇
塗工	一九一二年十一月	六〇六	六一三	四四
肌衣製造女工	一九一〇年十二月	二〇	二四一	四八

最低賃銀制度の下に於て、公權の定めたる最低賃銀が實際の最高賃銀と爲るに至る可しとの攻擊は常に反對者の此制度に加へて已まざる所なれども、上表に據るときは、平均賃銀は毫も最低賃銀の標準に壓迫せられず、却て之よりも若干の高位に居ることを知るに難からず。是れ啻にヴヰクトリアに於て然るのみならず、英國幷に合衆國の數州に於ても同一の事實の動かす可からざるものあり。今日ヴヰクトリア州に存在する賃銀局の數は約百五十にして、之に賃銀を支配せらるゝ勞働者の數亦十五萬人に上り、一方に同州全體の人口の五十萬人に上らざる事實を顧みるときは賃銀局の社會上に、經濟上に大なる勢力を有することを知るを得べし。英國政府の視察員アーネスト、エーヴス氏が內務大臣に致したる復命書の一節に於て「ヴヰクトリアに於て賃銀局に支配せらるゝ十三の事業に於ては、賃銀局組織前の五年間賃銀に七分六厘の增率を見るに止まれるが、組織後の五年間に於ては、是等の事業を始め他の六事業に於ける賃銀に一割六分五厘の增率を告げたり」と云へるが、其後の趨勢亦然るものあるは、前掲の表に於て明なりとす。

最低賃銀決定の曉に、勞働者の勞働效程に有利なる影響を及ぼして、生產物の分量を增加し、又は其品質を改良して、以て賃銀增率に伴う備者の負擔を償うに至るや否やは從來此制度に關聯して、論爭せらるゝ所なり。之を純理より云ふときは、備者は賃銀の增加に伴う可き收益の增加を得る爲めに、生產組織の改良、經營方式の刷新に努力し、一方に勞働者亦賃銀增加に依て任意の刺戟を受け、兩樣の作用相助けて、以て所期の效果を擧ぐるに至るものとす。而して實際問題としては、アール、エッチ、タウネイ氏が英國裁縫業に於ける最低賃銀公定の效果に就て論證したる所を引抄す可し。曰く最低賃銀裁定局は女工の八割乃至九割をして多く勤勉なる勞働者たらしめたり。吾人は一週間八志乃至十志の賃銀を受くる少女に對して、多くの仕事を爲すことを望む可からず。最低賃銀適用せられて以來女工は多くの仕事

を爲さんとし、又一旦最低賃銀を得て、之を消費するの道を知るや、益々進んで飽く所を知らず、一人當の生產高は賃銀增進して、女工の勤勉と爲れる結果大に增加したり。高貴なる賃銀と低廉なる賃銀とが勞働者に及ぼす心理上の作用は一般に想像せらるゝと正反對にして、低廉なる賃銀は勞働者に對する勤勉の刺戟たらずして、却て自暴自棄に陷らしむる一方に、高貴なる賃銀は勞働者に對する怠惰の誘因たらずして、却て勞働を樂んで、益々多くを收得するに至らしむ。此勞働に關する心理は一般に閑却せらるゝと雖も、勞働者は、能く之を意識するものなりと。(R. H. Tawney, Minimum Rates in Tailoring Trade. p. 133) 即ち最低賃銀法の效果殊に其生產上に及ぼす效果として、推稱す可きは傭者が賃銀を低廉にせんとし、勞働者亦之に應じて競爭するの風を改めて、兩者互に生產上の效程を顯著ならしむに意を勞するの一事に在りとす可く、斯の如くにして最低賃銀が最高賃銀たらざるを得ると共に、其決定が法外なる高位に至らざる限り、傭者に對して大なる壓迫を加ふるに至らざるなり。

二、最低賃銀制度に關する諸問題

國家が法律を以て、賃銀の決定に或る干涉を試み、自由競爭に一任したる場合に定められんとする程度以上に賃銀の最低限度を置かんとするは、要するに賃銀の決定に就て、傭者と被傭者との權力關係を對等のものたらしめんとするの計畫に外ならず。彼の和解仲裁等の制度に於ては、當業者の一方が或る要求を致して、他方が之を拒絕したる場合に始めて適用せらるゝに反し、最低賃銀制度に於ては、未だ兩當事者間に何等の紛議の起らざる以前に、其適用を見るを常とす。又仲裁和解の制度をして效果を擧げしむるには、鞏固なる勞働者の團體存在し、傭者に對して團體的取引を爲すを必要とすれども、今日の社會には全く組織なき勞働者ありて、傭者と箇人的取引を爲し、常に傭者に致されて、低率の賃銀を以て勞働に從ひ自己の地位を改良する能はざるものあり。是等は和解仲裁制度の利益を及ぼす能はざる階級に屬し、彼等の地位を改善せんとするには、國家に於て最低賃銀に關する立法を制定し、賃銀の低落せざる標準を決定するを以て、當面の急務とす可し。現時の工場法は各國に於て漸を以て改進せらるゝの跡ありと雖も、其規定の及ぶ所は勞働者の勞働條件中、勞働上の安全と衛生とに對する最小限の標準并に勞働時間の最大限度に止まり、此以上に出づるもの甚だ少なし。即ち國民的衛生の最小限度と國

民的休憩の最小限度とは今日の工場法に依つて保護せらるゝと雖も、賃銀に就ては然るものある能はず。假に勞働者にして安全なる狀態の下に健康の保全に適する場所に於て、相當の時間勞働に從ひ、之に對する賃銀の支拂亦確實に行はるゝとするも、賃銀にして極めて低く、生活の必要に應ずるに足らずとすれば、彼等の健康は直に傷けられざるを得ず。茲に於てか勞働の安全、勞働者の衛生を保全する爲めに、國家をして其最小限度の標準を定めしむるに至れる政策は其適用の範圍を擴張して低廉なる賃銀より生ずる弊害に對して、保障を施するに至るものなり。

今日工業國の大都會に於て、不熟練勞働者の大多數が文明の恩澤に浴する能はざる低廉なる賃銀の下に勞働しつゝあるの事實は從來幾多研究者の發表したる所にして、遠くはブース氏の「倫敦に於ける生活と勞働」の如き、近くはロオントリー氏の「貧困」「勞働者は如何に生活するか」ボーレー、ハースト兩氏の「生活と貧困」の如きストライトップ氏の「合衆國に於ける富の分配」の如き、何れも詳細なる數字を根據として、以上の事情を說明したるものなり。蓋し勞働者の間に鞏固なる團結なく、隨て賃銀の決定に就て團體的取引の行はれざるは、低廉なる賃銀を生ずるに至る根本の原因にして、而して此種の勞働者は婦人不熟練勞働者に其多きを見る可し。同一の仕事に對して、同一の賃銀を支拂ふの原則を確立するは、社會改良家又は社會主義者が婦人に對して男子の受くると同一の賃銀を給與するに至らしむるの目的を以て、常に聲言して、已まざる所なれども、本來傭者が婦人を勞働者として雇入るゝ重なる理由は其賃銀の低廉なるに存し、賃銀にして男女勞働者の間に何等の差別なしとすれば、特に婦人を使役するの必要を生ぜざるなり。而して一方に婦人が特に低廉なる賃銀に安んじて勞働に就く所以は(一)婦人の多くは一の家族に從屬し、他に有利なる職業あるも之を求めて移動するに難く、(二)其年齡概して若く、又仕事に無經驗にして、殊に結婚と共に其仕事を棄つる爲め、之に鍛錬するの機會に乏しく、早晩仕事を棄つるの念あるが故に、必ずしも勞働條件の改善に熱心ならず(三)家長と共に衣食し、自家の勞働に依つて必ずしも生活費の全部に相當する收入を得るを念とせず、(四)婦人勞働者の間に團結の鞏固なるものゝ存せざるが如き種々の事情を以て、其重なる理由とせざる可からず。斯る婦人勞働者ありて、賃銀を低廉ならしむるに加へて、不熟練勞働者、組織を缺ける勞働者、劣等なる生活程度に安ん

ずる外國移住民勞働者のあるあり。一方に傭者は互に團結し各自勞働者を需要するに就て、無謀の競爭を敢てせざる他の一方に職業を求むるに忙はしき多數の勞働者ありて、然も彼等の間に何等組織統制の見る可きものなしとすれば、傭者が其間に賃銀を低減し、各自競爭の極勞働者の生活上堪へ得ざる程度に之を至らしむるは想像するに難からざるなり。

最低賃銀に關する立法は一國の勞働者社會に斯る事相の顯著なるに當つて、賃銀の低落を許さゞる或る限度を定むるものなり勞働者が極端なる貧困に陷りて、其心身を壞敗するに至らんとする場合に、此限度にして劃定せられんか、勞働者は其後に於ては賃銀の低きを以て、各自の間に競爭を試みんとせず、寧ろ其能力を增進するの手段に出づ可く、最低賃銀の劃定に依る賃銀の增加は自ら彼等に生活の餘裕を與へて、以て能力の增進を企てしむるの效果を齎す可く、一方に傭者亦事業經營の方式を改良し、賃銀支拂高の增加に基く負擔に當るものと認むるを得べし。

ヴヰクトリア州の最低賃銀制度に就ては、既に之を論述したり。オーストラヽシアの全體に就て云へば、始めて最低賃銀公定の制度の法律に認められたるは、千八百九十四年新西蘭に於て、强制仲裁法に就て法律を制定したる時にして、ヴヰクトリア州の法律は之より後るゝこと二年に制定せられたりと雖も、本來新西蘭の法律は勞働爭議に對して强制仲裁の方法を設け、以て產業上の平和を維持するを以て、根本の主眼とし、スエッチング防遏の如きは寧ろ其副業たるものなり。即ち地方和解局はスエッチングに從う勞働者の請求に應じて、最低賃銀決定の權能を有すれども、和解局本來の職分は他の方面に存するものとす可く、隨てスエッチングの防遏を重要の目的とする法律はヴヰクトリア州に發したるに外ならず。其後千九百年南濠洲に於て、千九百八年クヰンスランドに於て、千九百十年タスマニアに於て、ヴヰクトリア州の法律を模倣したる制度の成立したるのみならず、英國に於ては千九百九年最低賃銀局法成立したり。而して北米合衆國に於ては公共事業に對して夙に州法又は市の命令を以て賃銀に干涉を加ふるの制度行はれ、或は賃銀率其ものを決定し、或は一般に行はるゝ賃銀率(Prevailing Rates)を支拂う可きことを命令し、一般に行はるゝ賃銀率に就ては其地方に存する職工組合の標準賃銀を以て之に宛て、又賃銀率其ものを決定する場合には、例へば加利福尼に於て、千九百六年

公共事業に於ける勞働者の最低賃銀を一日二弗以上とし、マッサチユーセッヽ州に於て千九百十四年婦人掃除人の賃銀を一週間八弗以上とし、スポーケン市に於て、千九百十三年公共事業に於ける勞働者の賃銀を一日二弗七十五仙以上としたるが如く、何れも比較的高き標準に置きたり。然も民間事業に於ける勞働者の賃銀に對して法律上の干渉の加へらるゝが如きは、最近時に至るまで合衆國官民の想像せざりし所にして、千九百九年二月ネブラスカ州の立法部に、米國の生活程度を維持し、勞働者に自己の生活を改良し、其兒童を敎育し、又老後の計を爲さしむる爲めに、成年勞働者の最低賃銀を一定し、一時間に付き二十仙、一週間に付き九弗とし、超過時間の勞働に對しては一時間に付き二十五仙とする」の法律案提出せられたれども、深く世人の注意を促すに至らざりき。然るに千九百十二年來此問題に對する風潮一變し、同年マッサチユーセッヽ州に於て始めて最低賃銀法の成立したるに續いて、翌十三年には加利福尼、コロラド、ミンネソタ、ネブラスカ、オレゴン、ウータ、華聖頓、ウヰスコンシンの八州に同樣の法律制定せられ、千九百十五年にはアーカンサス、カンサスの二州亦諸州の例を逐ひ、今日に於ては十一州の多きを數ふるに至れり。

唯合衆國現在の最低賃銀法は他の諸國に於けるが如く、一般勞働者の間に於けるスエッチングを防遏することを目的とせず、寧ろ婦人小兒のスエッチングの弊害を蒙ることを保護せんとし、隨て英國又はオーストラヽシアの制度に比較すれば、其適用の範圍狹隘なるを免かれず。是れ一般勞働者に對して最低賃銀を劃定することの各州憲法に違反せざるや否やの疑わり、又成年勞働者は自ら自己の利益を保護するの道あるに反し、婦人小兒は之を有せず、スエッチングの勞働者中最も無援の地位に居るの理由に基くものとす可く、他日合衆國に於て、他の諸國に於けるが如く、最低賃銀法の適用が擴張せらるゝや否やは一箇の疑問なり。殊に合衆國に於て、ウータ、アーカンサスの兩州は最低賃銀を決定するに就て、賃銀局の組織を採用せず、所謂畫一制度に據り、前者に於ては十八歲以下の婦人一日の賃銀七十五仙、無經驗婦人の賃銀九十仙、經驗ある婦人の賃銀一弗二十五仙としたるに對し、後者に於ては經驗ある勞働者の賃銀一日一弗二十五仙、六箇月以內の經驗を有する婦人の賃銀一日一弗としたるが如き、最低賃銀制度として甚しく幼稚なるの嫌を免かれざるなり。然れども最低賃銀制度を以て職工組合の主義と相容れざるものゝ如くに

考ふるは、一の誤解なるのみ。兩者の間に何等衝突する所なきのみならず、賃銀局の組織は却て組合を組織するの刺戟と爲り、之に依て勞働者をして法定の最低賃銀以上に賃銀率を上進せしむるを得べく、現にマッサチユーセッツ州に於ては、糖菓、刷子製造業共に最低賃銀の公定に促されて、職工組合の成立を告ぐるを見たり。

最低賃銀公定の制度は諸國に行はるゝに至りたるが、一方に諸國は最低賃銀其ものを決定するに如何なる標準に據らんとするや。ヴヰクトリア州に於ては、曩に述べたる「名望ある傭者の支拂ふ賃銀」なる文字が法律より撤去せられて以來文明社會に生存する人と認めらるゝ平均勞働者の正常要求を以て其標準に充て斯くて勞働者に生活賃銀を保證せんとし、賃銀局がスエッチングに關係せざる事業に適用せらるゝに及んで勞働者の熟練をも參酌し、最低賃銀を生活賃銀以上に置くに至れり。而して勞働者の男子たると婦人たるとに依つて、最低賃銀に或る區別を爲すはオーストラリシアに於て夙に問題に上れり。蓋し男子は通例家族を扶持するの責任を有するが故に、其生活賃銀は家族扶持の費用に相當するものならざる可からざるに反し、婦人は自己一人の生活を支うれば即ち足るを以て、其賃銀の最小限度も亦之を基礎として定む可く、婦人が時に其收入を以て或る程度まで家計を營むことありとするも、斯の如きは一箇の除外例として之を認めず、斯くて男女勞働者が同一の職業に就ける場合には、其最低賃銀は性の差に依つて當然區別せらるゝに至るものなり。

英國に於ても法律は最低賃銀の標準を明にせず、唯一般の慣行より云ふときは一の地方に於ける或る職業全體の賃銀を其地方に於ける最高の賃銀に近づかしむることを期するものと見る可く、各種事業に就て決定せられたる最低賃銀が最低賃銀法實施以前に行はれたる賃銀に比較して、高位に居れるや論を俟たず。（本誌第九卷第二號英國最低賃銀裁定局法施行の狀況參照）合衆國に於ては、最低賃銀法を實行する各州の法律は多く「適當なる生活に必要なる費用」又は「健康並に幸福を維持するに必要なる費用」等の文字を用ひて、最低賃銀の標準を示さんとするものゝ如し。同國の最低賃銀法は婦人並に小兒の賃銀に適用せられ、而して是等の輩は多く家族と共に生活し、家長の收入に依賴して生活を全うするものなるが故に、傭者は此關係を參酌して、最低賃銀を或る程度まで低位に置くことを要求するの風

ありと雖も、當局者は斯る要求に何等の重きを置かず、獨力を以て生活する婦人の生活費を標準に充てんとし、從來最低賃銀法の制定せらるゝや、各州共に其實施に先だち生活費の調査を企つるの常にして、マッサチユーセッヽ州に於てはボストン市に就て右の費用を毎週八弗二十八仙、オレゴン州に於てはポートランド市に就て之を年額五百四十五弗と計算したり。後者に於て最低賃銀が職業の種類と所在地の如何とに依つて、一週八弗二十五仙より九弗二十五仙の間を上下するが如き、右の費用を根據としたることを認む可し。

最低賃銀の決定に就て問題と爲るは、失業期間に於ける賃銀減損の處置、營業利益の增減に對する關係、未成年者、徒弟、不熟練勞働者の賃銀に對する關係是れなり。勞働者の從事する仕事に規律あると將た又其不規律なるとの相違が一般賃銀の決定に大なる關係を有するは、明白の事實にして、仕事が性質上不規律なる爲めに今日之に從事するも、明日に於ける地位の安否測り知る可からずとすれば、規律ある仕事に從事する者に比較して、或る程度まで高率の賃銀を收めざるを得ず。蓋し前者の地位に居る者は平生賃銀の一部分を節約して、以て失業時に於ける生活に備へざる可からざるを以てなり。茲に於てか、マッサチユーセッヽ、オレゴン華聖頓諸州に於ては最低賃銀の決定に際し、失業時の賃銀減損を參酌する方針を取り、濠太利に於ても亦産業上の原因に胚胎する失業は賃銀の計算に算入し、例へば船渠人夫の如き失業の危險大なる勞働者の賃銀を計算するには、毎週の平均勞働時間を以て、一週間の生活費を平均するの處置に出でたり。是れ即ち千九百十四年五月濠洲賃銀局并に仲裁々判所判事ヒッギンス氏の決定したる所にして、其根本の趣意は傭者をして、斯る賃銀制度の下に船渠人夫の傭入解傭を不規則にし、彼等を一時的勞働者として待遇するの不利益を感ぜしめ、勞働者の就職上に規律を保たしめんとするものに外ならず、常時「ニューステーツマン」雜誌が此擧を稱揚し、英國の模倣者と異なり濠洲並に新西蘭の政治家が制度の眞精神を理解し、社會の新事情に適應するに誤まらずとしたる所以なり。(The New Statesman. June 6, 1914. pp. 262-64.)

最低賃銀を決定するに當り、當該事業の利益を參酌し、其利益の寡小なる場合には、賃銀其ものを或る程度まで低位に置く可きや否や。換言すれば最低賃銀は勞働者の生活費を標準として、主觀的に決定す可きものなるか、將た又事業の利益を標

準として、客觀的に決定す可きものなるやの問題を生ず可し。事業の利益が寡小にして、公權に依て高位に定められたる最低賃銀を支拂ふに堪へざる場合に、法律を以て其支拂を强要せんか、事業の存在を危うするの結果なきを得ず。是れ事業の利益寡小なる場合に、其寡小なる事を最低賃銀決定の一標準に充つ可しと云ふ說の行はるゝ所以なれども、一國の社會生活を完全ならしむるの見地より云ふときは斯る事業が最低賃銀の影響を受けて、壞滅するは、必ずしも憂ふ可き所に非ず、否之を壞滅せしむることが最低賃銀の期する所の一たるものなり。蓋し或る事業にスエッチング行はれて、之に從事する勞働者に生活賃銀すら支拂はずとすれば、其勞働者は常に生活上に不滿足を感じ、心身困憊して、其勞働能力の低下するを免かれざるのみならず、壯年時に於て老後の生活を支ゆるの計を爲す能はず、就業中に失業時の困難に備ふる能はざるを以て、彼等にして一朝老齡と爲り、一旦失業せんか、直に公共の救助に依て生活せざるを得ず。然らばスエッチングの行はるゝ事業は事業主自ら當然勞働者に支拂う可き正常の報酬を支拂はず社會をして其一部分を負擔せしむるものにして、其寄生蟲的性質を有すると稱せらるゝ所以なり。茲に於てか濠洲に於ては、最低賃銀を決定するに就て、當該事業の利益如何を參酌せず寧ろ事業の繁昌しつゝある時の利益を標準とし、若しも當業者が最低賃銀以下に賃銀を低減するを得ざる爲めに、事業を維持する能はざるの狀態を生ずれば、事業の壞滅するを以て、可なりとするの方針を持するものゝ如し。合衆國に於ては諸州の方針必ずしも斯く徹底せず、コロラド、マッサチユーセツツ、ネブラスカ諸州は生活費と營業の盛衰とを考量し、現にマッサチユーセツツ州に於て、刷子製造業に於ける最低賃銀を決定するに當り、婦人勞働者の自活に必要なる費用は一週間八弗以上と計算せられたるに拘はらず、事業の狀況に基き勞働者が普通以上の時間勞働せざれば、一週間七弗の賃銀を收得する能はざる程度に時間賃銀を置きたるが如き、其一例を以て見る可きものなり。

最低賃銀法に於ては、少年、徒弟、無經驗勞働者等に對して、特別の賃銀率を決定するを以て、一般の例とす。是れ老年又は虛弱の勞働者に最低賃銀以下の賃銀率を以て就業するの特許を與へ、以て彼等の勞働上に於ける地位を保障すると同一の趣意に出づるものなり。合衆國諸州の法律に於ては、此點に就て單に「兒童並に徒弟に

對する賃銀は適當のものたる可し」との規定を設け、最低賃銀と共に當局者をして之を決定せしむ。例へばオレゴン州に於ては、一年以上仕事に經驗ある婦人の最低賃銀を仕事と地方とに依つて、一週間八弗二十五仙乃至九弗二十五仙とし、一方に年少婦人並に無經驗婦人の賃銀を一週間六弗としたり、或は兩者の間に斯る差別を設くるときは、熟練を要することの少なき仕事に於ては、成年勞働者を排斥し、年少者又は無經驗勞働者をして之に代らしむるに至るを以て、此困難に當る爲め、徒弟期間を經過したることの久しき者に對して、賃銀を加重するの必要を認められ、マッサチユーセッヽ州の糖菓製造工場に於ては全く無經驗の勞働者の最低賃銀は一週間五弗とし、一年以上一箇年半の經驗ある者には之を六弗七十五仙、一箇年半以上二箇年以内の經驗ある者には之を七弗七十五仙とし、一方に二年以上の經驗ある勞働者の賃銀は八弗七十五仙としたり。

此問題に就て最も多くの實驗を有するは即ちヴヰクトリア州なり。同州に於ては賃銀局創設の當初より少年勞働者の勞働に對して制限を加ふることを以て、第一成年勞働者に職業を保障し、或る職業に勞働者の供給過剩と爲るを抑制して、最低賃銀の維持を容易にし、第二勞働者が成年に達したるときに、容易に仕事に就かしむるを得るのみならず、徒弟の期間仕事を練習して、熟練せる技術を養成せしむるの效果ありとしたり。千八百九十七年より千九百三年に至る間に於ては、徒弟並に見習(Improvers)の制限は主として第一の理由に據つて主張せられたるが、千九百三年以來如何なる仕事に於ても勞働者の供給過剩の狀なく、衣服裁縫業の如き其以前より熟練勞働者の缺乏を來し、少年勞働者に對する制限を不便とするの事情を生じたるを以て、千九百三年の法律を以て、徒弟を制限する賃銀局の權能を廢止して、徒弟の就業を便にし、唯或る程度まで徒弟の訓練を完全にし、次代の熟練勞働者たらしむる爲めに千九百十年以來最低賃銀を受くる勞働者三名又は其以下の人數に付き一名の割合を以て、徒弟を使役するを得ることゝしたり。